

陳 述 意 見 書

東京高等裁判所第11民事部1係 御中

2025（令和7）年11月26日

控訴人 佐藤一樹

控訴人は、原判決の全てに納得がいかず、不当であると考えております。今回、陳述の機会をたまわりましたので、許された時間の中で、意見を申し述べさせていただきます。

原判決は、原告の主張に正面から向き合っておらず、「何故、原告の主張が認定されないのか」について、ほとんど判示せず、無視することによって「第3 当裁判所の判断」を僅か12頁たらずで終えました。誠に遺憾です。

オンライン資格確認義務化の基本方針は、いわゆる「骨太方針2022」（甲1号証）において決定されました。しかし、国側の主張は、原審で自ら「事務的な行為¹」とする資格確認の義務化を厚生労働大臣の「専門技術的な裁量」に拘り替え、規則の制定を正当化しています。これは誤謬です。

骨太方針2022発表直前の2022年5月25日、厚生労働省社会保障審議会 医療保険部会では、2023年4月からオンライン資格確認システム導入を医療機関に義務付け、将来的に被保険者証の廃止を目指す方針が、突如、提案されました。これに対し、日本医師会松原謙二副会長は「実際使ってみて、皆さんがいい仕組みだねと思えば自動的に増えてきます。これを拙速に机上の空論でこうあるべきというので義務化するのは非常に違和感を覚えます... あまりにも拙速に、義務化という単語が出ますと、信頼関係が壊れたと思われる医療機関もかなりあります...今こういった義務化については、私は反対であります。」（甲52号証・図1）と発言されました。これこそが日本医師会の本来の意見です。

オンライン資格確認義務化は、厚生労働大臣による「専門技術的な裁量」による決定ではなく、医療界のメンバーがひとりもない経済財政諮問会議を反

¹ 原審被告準備書面（1）43頁「被保険者の受給資格の確認を行う際の方法という事務的な行為」

映した閣議決定によるものです。

古来、法律家と医師はプロフェッションとして、営利ではなく、人の悩みや病という公益に奉仕し、それを天地神明に誓って尽力してきたという共通点があります。また、法律家に守秘義務があるように、医師には、ヒポクラテスの時代から現代まで、職業倫理上も法律上も、患者の個人情報について守秘義務を負っていることは変わりありません。

一方、2005年4月施行の個人情報保護法制定時の衆議院および参議院からの附帯決議は、「医療²等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野については、個別法を早急に検討する」ことが記載されましたが、これは、日本医師会が特に要望し、実現したものであります。しかし、これまで個別法は何も検討されていません。

原告が提訴した2022年、厚生労働省は、指定難病患者5640名分の氏名・生年月日・住所等の個人情報を流出させたことを公表し謝罪しました（図2）。また、NTTデータ社が、約9万5千人分の患者医療情報を利活用するにあたって事前に本人に通知せずにデータベースに混入したと発表しました（図3）。

今回の厚生労働省令によるオンライン資格確認システムのネットワーク回線は、独占的にNTTに委託しています。その大本の厚生労働省とNTTの医療情報の漏洩や不適切な情報取得が現実^{おもと}に発生しているのです。骨太方針2022では、オンライン資格確認義務化で開通させたNTT回線を利用して、将来の標準化電子カルテによる患者医療情報を民間企業に利活用させることになっています。これによってさらに大量の漏洩事件が発生すると容易に推定されます。

信頼性、安全性が高いとは言えない、現時点の日本の医療情報セキュリティレベルでは、機微性が高く医師が倫理的にも法律的にも守秘義務を課せられている患者の診療情報を守れるはずがありません。

私のクリニックの近傍には、約1100世帯が入る国家公務員官舎があり、

² 参議院（遺伝子治療等先端的医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究，開発，利用を含む）

約80人の国家公務員が通院しています。被控訴人の担当官庁である厚生労働省の職員もかなりいますが、マイナ保険証の利用者は、1人です。また、あるデジタル庁の職員は、オンライン資格確認義務化や新規被保険者証発行停止を強行した当時のデジタル庁の河野太郎大臣について「河野さんは、突破力だけで、私達にも何も説明がないので困ります。」とお話しされていました。国家公務員であっても、ひとりの患者・ひとりの国民の立場になれば、マイナ保険証のオンライン資格確認は利用したくないと考えている方が大多数であり、統計でも利用率は一般国民と同程度で低いのです（甲22号証・甲23号証・甲24号証の1・甲24号証の2）。

前述の松原副会長がおっしゃるとおり、多くの国民から評価を得られていない段階、しかも、国会でも意見が割れ、厚生労働審議官が「個別の状況を勘案せず」「関係する皆様の理解と協力を得ることは困難」と答弁した（乙15号証）義務化を、閣議決定で決めてしまう国が、民主主義国家といえるのでしょうか。

控訴審裁判所に置かれては、世界に誇りうるような日本の行政法、行政救済法の歴史に残る判決文を書いていただけると信じております。

以上

2022年 5月25日 厚労省 社会保障審議会 医療保険部会 松原謙二日本医師会副会長 発言

「突然義務化の話が出てびっくりしているところでもあります・・・保険医療機関・薬局におけるシステム導入を義務化すると、できないところは「保険医療機関をやめなさい」ということでしょうか.....これを始めるときに、義務化はしない・・・健康保険証は残しておくという約束をされたように私は記憶しています。

「保険証は残していただけるのですね」と・・・私は質問した記憶がございます。そのときは「そのとおりです」という返事だったと記憶しております。

突然、健康保険証をやめたいといった形でしますと、かなりお年の皆さんが受診できなくなります。その方たちにとってデジタル化というのは..例えば実印を持っていけと言われているのと同じように感じる...なかなか難しいわけでありまして...

これを実際使ってみて、患者さんが皆さん、これはいい仕組みだねと思えば自動的に増えてまいります...そこを拙速に机上の空論でこうあるべきというので義務化するのは非常に違和感を覚えます...あまりにも拙速に、義務化という単語が出ますと、信頼関係が壊れたと思われる医療機関もかなりあります...今こういった義務化については、私は反対であります。

名前	松原 謙二
22年得票数	64票
生年月日	1956年9月21日
年齢	67
出身	広島県
出身大学	広島大(医学部) 東京大(教育学部) 大阪大(法学部)
出身医師会	大阪
専門	内科
日医役員歴	常任理事2年、副会長9年 国民皆保険制度を守る 特定疾患療養管理料 の対象疾患を元に戻す
スローガン	リフィル処方箋廃止
主張	薬剤不足解消 かかりつけ医の 制度化反対



テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2022年8月 > 指定難病患者データの研究利用のための第三者提供における個人情報の流出及びその対応について

報道関係者 各位

令和4年8月15日（月）

【照会先】

健康局 難病対策課

課長 簗原 哲弘

課長補佐 神田 純（内線2368）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2249

指定難病患者データの研究利用のための第三者提供における個人情報の流出及びその対応について

5640名

厚生労働省が、収集する指定難病患者に関するデータ（診断書情報）について、研究者から、利用申出を受けて提供したデータファイルに、本来、削除されるべき個人情報（氏名・生年月日・住所等、延べ5,640名分）が含まれている旨、研究者からの報告で8月5日に判明しました。当該データファイルについては、8月9日までに、研究者（7施設に所属する代表7名）から全て回収をしており、研究者以外の者への流出はないことを確認しました（詳細は後述）。

報道・広報

厚生労働省広報基本指針

大臣記者会見

報道発表資料

広報・出版

行事・会議の予定

国民参加の場

関連リンク



情報配信サービス
ルマガ登録

[ホーム](#) / [ニュース](#)

次世代医療基盤法に基づく認定事業における不適切な情報の取得に関して

ニュースリリース/NTTデータ

[↑](#) SHARE

2022年9月20日

一般社団法人ライフデータイニシアティブ
株式会社NTTデータ**約9万5千人分**

一般社団法人ライフデータイニシアティブ（以下、LDIという。）/株式会社NTTデータ（以下、NTTデータという。）は、両社で運営する次世代医療基盤法に基づく認定事業において、以下の不適切な情報の取得があったことを確認いたしました。

本事業は、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（以下：次世代医療基盤法）に基づき、医療機関等から取得した患者様の医療情報を統計処理または匿名加工してデータ利活用者^{注1}に提供し、先端的研究開発や新産業創出に役立てる取り組みです。本事業において、LDIは認定匿名加工医療情報作成事業者として、NTTデータは認定医療情報等取扱受託事業者として認定を受けております。

両社は、本事業の遂行のために、医療機関様より患者様の医療情報の提供について受託業務を行っております。患者様の医療情報を利活用するにあたっては、あらかじめ本人に通知することが必須であるところ^{注2}、NTTデータによるプログラムの不具合により、通知が完了していない約9万5千人分（精査中）の患者様のデータが、LDIが次世代医療基盤法に基づき保有するデータベースに混入いたしました。

ニュースリリースについて

ニュースリリースに掲載されている、サービス内容、サービス・製品の価格、仕様、お問い合わせ先、その他の情報は、発表日現在の情報です。その後予告なしに変更となる場合があります。また、ニュースリリースにおける計画、目標などは様々なリスクおよび不確実な事実により、実際の結果が予測と異なる場合もあります。あらかじめご了承ください。

ニュースリリース配信

[↑](#)
TOP